平成２２年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

府省庁名　国 土 交 通 省

No	39

対象税目	個人住民税　法人住民税　事業税　事業税（外形）　不動産取得税　固定資産税　事業所税　その他（　　）
要望項目名	鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う基盤整備事業によりＪＲ貨物が取得した家屋に係る課税標準の特例措置の延長
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 鉄道建設・運輸施設整備支援機構が所有する土地の上にＪＲ貨物が日本国有鉄道から承継した家屋を所有していた場合において、鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う基盤整備事業に基づき、旧家屋に対応するものとして取得した家屋 ・特例措置の内容 不動産取得税　：　旧家屋の固定資産課税台帳価格分を控除
関係条文	地方税法附則第 11 条第 31 項、地方税法施行規則附則第 3 条の 2 の 25
要望理由	基盤整備事業は、鉄道建設・運輸施設整備支援機構（旧日本鉄道建設公団）が日本国有鉄道清算事業団から承継した用地を更地化してその売却を図り、国鉄長期債務の償還に充当するという、国鉄改革のスキームの一環として実施されるものであり、当該事業に伴い建物移転の必要が生じるＪＲ貨物の負担を軽減することで当該事業を円滑に実施し、国鉄長期債務の早期償還を期すこととしている。 これまで２０３件の基盤整備事業が完了したところであり、唯一残されている梅田貨物駅についても平成１８年度から工事が開始され、平成２３年度に吹田貨物駅と百済貨物駅に移転を完了することとしている。 本事業の円滑な促進を図るためには、自らの意思によらない建物移転の必要が生じることになるＪＲ貨物の協力を得る必要があり、そのためには本特例措置の延長が必要不可欠である。
減収見込額	（初年度）　－　（２３）　（単位：百万円）
地方税以外の措置　既存	・国税 登録免許税の特例措置（非課税） ・融資、補助金その他
地方税以外の措置　22年度の要望	・国税 ・融資、補助金その他
過去の要望経緯	昭和 63 年度税制改正要望提出（創設） 平成 2、4、6、8 年度税制改正要望提出（延長） 平成 10 年度税制改正要望提出（ＪＲ東海・ＪＲ貨物に限定の上、延長） 平成 12 年度税制改正要望提出（ＪＲ東海については、平成 14 年度までの 3 年間延長、ＪＲ貨物は一旦除外） 平成 20 年度税制改正要望提出（創設）
本要望に対応する縮減案	